

福山市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、福山市長及び福山市上下水道事業管理者から通知があったので、同条第14項の規定により公表します。

2020年（令和2年）4月24日

福山市監査委員	林	浩	二
福山市監査委員	山	下	清
福山市監査委員	中	安	加代子
福山市監査委員	西	本	章

2019年度（令和元年度）監査における指摘事項の措置通知

市長公室

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>秘書課</p> <p>郵便切手等取扱事務について</p> <p>当該事務は、秘書課において業務で使用する郵便切手等を取り扱うものである。事務執行に当たっては、福山市財産管理規則等に基づき、出納（受払い）、保管等が行われている。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>郵便切手等の出納（受払い）及び管理に当たっては、福山市財産管理規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>郵便切手等の出納（受払い）及び管理に当たっては、2020年（令和2年）2月にマニュアルを作成し、郵便切手等の出納及び保管状況が適正に記録管理できるように帳票の様式を変更した。今後は、福山市財産管理規則等を遵守し、マニュアルに基づいた適正な事務処理を行う。</p>

2019年度（令和元年度）監査における指摘事項の措置通知

経済環境局 経済部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>経済総務課</p> <p>備品管理について</p> <p>当該事務は、福山市財産管理規則等に基づき、業務で使用する備品の取得、管理及び処分を行うものである。</p> <p>[要望事項]</p> <p>① 備品の検査に当たっては、福山市財産管理規則等に基づき、適正に実施されたい。</p> <p>② 備品の異動に当たっては、「会計実務」等を参考とし、適正に処理されたい。</p>	<p>[要望事項]</p> <p>① 福山市財産管理規則等に基づき、2019年（令和元年）11月25日付けで備品使用簿の修正及び物品検査記録表の作成を行った。</p> <p>② 保管転換されていない備品については、2019年（令和元年）11月25日付けで備品票の作成及び備品使用簿の修正を行い、備品の異動を行った。</p>

2019年度（令和元年度）監査における指摘事項の措置通知

建設局 建設管理部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>技術検査課</p> <p>備品管理について</p> <p>当該事務は、福山市財産管理規則等に基づき、業務で使用する備品の取得、管理及び処分を行うものである。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>備品の検査に当たっては、福山市財産管理規則等に基づき、適正に実施されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>2019年（令和元年）11月29日に福山市財産管理規則等に基づき、備品の検査を行い、備品使用簿の記載内容及び備品の保管状況を確認し整理を行った。</p>